

委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業者名 多言語電話通訳サービス業務
- 2 納入場所 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団
- 3 契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 契約単価 別表のとおり

上記の委託業務について、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目4-1 第5タテルマンビル3階
氏名 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団
理事長 上 江 洲 隆

受注者 住所

(総則)

- 第1条 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（以下、「発注者」という。）及び受注者〇〇〇（以下、「受注者」という。）は、この契約書及び仕様書に基づき、また、法令等を遵守し、多言語電話通訳サービス委託業務を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書及び仕様書記載の業務（以下、「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下、「契約期間」という。）内に完了するものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、業務に関する指示を受注者又は受注者の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書もしくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示もしくは発注者及び受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において行うものとする。
- 5 受注者は、この契約に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、那覇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下、「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。ただし、緊急事態発生時（大規模災害時、大規模災害、感染症のパンデミック、大規模テロなど）においては、書面交付期間を最大30日間
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を、あらかじめ発注者の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(個人情報の管理等及び機密の保持)

- 第4条 受注者は、業務を行うに当たっては、個人情報の取扱について、別途締結する「個人情報保護に関する覚書」を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、本契約の締結及び履行に関連して知り得た相手方の機密情報の取り扱いについては、本契約締結の検討段階で別途締結あるいは本契約と同時に別途締結する機密保持契約の定めに従わなければならない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 発注者は、受注者に対して、業務を一部委任し、又は請け負わせたものの商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(業務責任者)

第6条 受注者は、業務の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも同様とする。

- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第1項の規定による請求の受理、同条第2項の規定による決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(業務責任者等に対する措置請求)

第7条 発注者は、業務責任者又は受注者の使用人もしくは第5条第2項の規定により受注者から業務を委任され、もしくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとることを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に書面により発注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第8条 受注者は、仕様書の定めるところにより、契約の履行状況について、別紙「多言語電話通訳サービス実施報告書(第1号様式)」により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、委託契約終了後、当該委託業務の処理成果を記載した別紙「業務履行確認書(第2号様式)」を作成し、発注者に提出しなければならない。

(善管注意義務)

第9条 受注者は、仕様書の定めるところ及び発注者の指示にしたがい、善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行するものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 発注者は、必要があると認められるときは、仕様書又は業務に関する指示(以下この条において「仕様書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更する

ことができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間もしくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、当該委託業務の対価の範囲内において、必要な費用を負担しなければならない。ただし、第13条による履行期間の変更については、この限りではない。

(履行期間の変更方法)

第11条 履行期間の変更については、発注者及び受注者で協議して定める。ただし、協議開始から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

この場合、第13条に伴う履行期間の変更については、この限りではない。

- 2 前項の協議開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、履行期間の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始日を通知しない場合には、受注者は協議開始日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法)

第12条 業務委託料の変更については、発注者及び受注者で協議して定める。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始日を通知しない場合には、受注者は、協議開始日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増額費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者及び受注者で協議して定める。ただし、第13条により生じた損害については、この限りではない。

(予算の減額又は削除に伴う契約の変更又は解除)

第13条 発注者は、契約期間中であっても、この契約に係る予算の減額又は削減があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

(一般的損害)

第14条 業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）

については、受注者の責めに帰すべき事由による損害の場合は、受注者が当該委託業務の対価の範囲内において、その費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、当該委託業務の対価の範囲内において、発注者が負担する。この場合、第13条により生じた損害について、発注者は負担しない。

(第三者に及ぼした損害)

第15条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害賠償を行わなければならないときは、受注者の責めに帰すべき事由による損害の場合は、受注者がその損害額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、

受注者が、発注者の指示が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったとき、または、第13条により生じた損害については、この限りではない。

- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者で協力してその処理解決にあたるものとする。

(業務委託料の変更に代える仕様書の変更)

第16条 発注者は、第10条から第11条まで、第14条又は第15条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別な理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部もしくは一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の内容変更は、発注者及び受注者で協議して定める。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始日を通知しない場合には、受注者は、協議開始日を定め、発注者に通知することができる。

(検査)

第17条 受注者は、第8条の規定により、業務を履行したことを証する必要な書類を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

(業務委託料の支払)

第18条 受注者は、前条の検査に合格したときは、毎月末日締めで当月中に完了した委託業務の対価及びこれに対する消費税等の請求書を発注者に送付するものとし、発注者は当該請求書に基づき、請求を受けた日から30日以内に、受注者の指定する銀行口座へ業務委託料を支払わなければならない。

- 2 入金に際しての諸費用は、発注者の負担とする。

(履行遅延の場合における損害金等)

第19条 受注者の責めに帰すべき事由により業務を履行することができない場合においては、発注者は、当該委託業務の対価の範囲内において、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部または一部を解除することができる。この場合において解除により受注者に損害があっても、発注者は賠償の責めを負わない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、業務を履行できないと明らかに認められるとき。
- (3) 前2号の掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達す

ることができないと認められるとき。

(4) 第21条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において解除により受注者に損害があっても、発注者は損害の責めを負わない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1項第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第50条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、同法第66条第1項の規定により審判請求を却下したとき、又は同条第2項の規定により審判請求を棄却したとき。

(4) 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。）が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において解除により受注者に損害があっても、発注者は賠償の責めを負わない。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

(2) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその法人役員又は当該個人もしくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員」という。）となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、その者と下請契約（一次及び二次下請全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員又は使用人が、個人の私生活上において、自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織もしくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織もしくは構成員等に経済上の利益もしくは便宜を供与したとき。

- (8) 役員又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき

(受注者の解除権)

第21条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第10条の規定より仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 発注者が、契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、当該委託業務の対価の範囲内において、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第22条 契約が解除された場合には、第1条第3項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を履行した部分があるときは、当該履行部分を検査の上、当該部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を支払わなければならない。ただし、第13条による解除の場合は、この限りではない。
- 3 前項の既履行部分委託料は、発注者及び受注者で協議して定める。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(協議)

第23条 この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき、又は必要な事項については、発注者及び受注者の協議のうえ決定する。

別表

品 名	規 格	単 位	単 価 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額)
多言語電話通訳サービス業務委託	—	月額	(円 円)
	1 件あたり	分単位	(円 円)

(※) 上記の別表とは別に下記の初期費用が発生する

多言語電話通訳サービス導入時の登録料等に係る費用

費用額： 円

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 円)

(※) 初期費用は初回の多言語電話通訳サービス業務委託費の請求時にあわせて請求する